

第5編 情報・通信

問題86

□□□

初級

アクセス制御機能を有する特定電子計算機を対象として、電気通信回線を通じずに当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」には当たらない。

問題87

□□□

初級

何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならず、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らなかったとしても、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

問題88

□□□

初級

公務員が職務上作成したものを除く電磁的記録であって、情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと擬制される。

問題89

□□□

初級

迷惑メール防止法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）によれば、送信者は、あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者に限り、特定電子メールの送信をすることができる。

問題90

□□□

初級

迷惑メール防止法によれば、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の特定電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする特定電子メールの送信をしてはならない。

解答 86 ○ 不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」とは、同法2条4項各号に挙げられる行為のことで、いずれも電気通信回線を通じて行うものである（不正アクセス禁止法2条4項）。したがって、「電気通信回線を通じて」行う本問の行為は、「不正アクセス行為」には当たらない。

解答 87 × 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない（不正アクセス禁止法5条）。この規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（同法12条2号）。すなわち、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らずに提供した者は、不正アクセス禁止法によって処罰されることはない。

解答 88 × 電子署名及び認証業務に関する法律3条は、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名……が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定するにとどまり、真正が擬制されるわけではない。

解答 89 × 迷惑メール防止法によれば、送信者は、①あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者、②自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者、③当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者、④自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る）以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法3条1項）。すなわち、送信者は、①の者以外にも特定電子メールを送信することができる。

解答 90 × 迷惑メール防止法は、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の「電子メール」の送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする「電子メール」の送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法6条）。すなわち、架空電子メールアドレスによる送信の禁止の規制対象となるメールは、特定電子メールに限られない。

問題91

□□□

机ジカ

デジタル手続法によれば、行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

問題92

□□□

東京都
H26-37-1

番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、16歳以上の国民の一人ひとりに個人番号を割り振り、行政機関等が保有する当該個人情報を一元管理することにより、効率的な情報管理を行うことを目的としている。

問題93

□□□

東京都
H26-37-2

番号利用法は、個人番号を割り振った後、全員に個人番号を記載したICカードを発行し、希望者には当該ICカードに顔写真を表示することとしている。

問題94

□□□

東京都
H26-37-5

番号利用法は、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることがを任務とする個人情報保護委員会を設置することとしている。

問題95

□□□

机ジカ

公的個人認証法によれば、住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を経由して、地方公共団体情報システム機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

問題96

□□□

机ジカ

クラウドソーシングとは、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するものをいう。

問題97

□□□

机ジカ

フィルタリングとは、インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行うソフトウェアのことである。

解答91 ○ 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう）を使用して行わせることができる（デジタル手続法3条1項）。

解答92 × 個人番号は、住民基本台帳に記録されている者に割り振られるため、「16歳以上の国民一人ひとりに個人番号を割り振る」という記述は妥当でない。なお、個人番号は、行政運営の効率化や手続の簡素化によって国民の負担を軽減するためなどを理由として導入された。

解答93 × 本人の顔写真を表示し、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別などを電磁的方法で記録したのが「個人番号カード」（マイナンバーカード）である。身分証明書として利用することができるが、発行は申請者のみとなっている。なお、個人番号カードの交付枚数率は、2018（平成30）年3月時点で、10.7%程度となっている。

解答94 ○ 個人情報保護委員会とは、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関である。個人情報保護委員会は、個人情報保護法及び番号利用法に基づき、特定個人情報の監視・監督に関する業務や苦情あっせん等に関する業務等を行っている。

解答95 ○ 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む）の市町村長（特別区の区長を含む）を経由して、地方公共団体情報システム機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）をいう）の発行の申請をすることができる（公的個人認証法3条1項）。

解答96 × 本問は、「クラウドサービス」に関する記述である。クラウドソーシングとは、不特定の人（crowd＝群衆）に業務委託（sourcing）するという意味の造語で、ICTを活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのことである。

解答97 ○ 本問のとおりである。